



宮 崎 県 公 報

平成23年 8 月15日 (月曜日) 第 2311 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

規 則

○宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する
規則…………… (会計課) 1

告 示

- 救急診療所の認定…………… (医療業務課) 6
- 保安林の指定予定の通知 (14件) …… (自然環境課) 6
- 公 告
- 大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市
町村の意見 (4件) …… (商業支援課) 9
- 収用委員会告示
- 収用の裁決手続の開始決定 (3件) ……10

規 則

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成23年 8 月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第35号

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県収入証紙条例施行規則 (昭和39年宮崎県規則第11号) の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| (証紙売さばき人の指定基準等) 第10条 [略] 2 売りさばき人の指定を受けようとする者は、証紙売りさばき人指定申請書 (様式第5号) を所轄の県税・総務事務所長又は西臼杵支庁長 (以下「所長」という。) を経由して知事へ提出しなければならない。この場合において所長は、申請人の資力及び信用の程度を調査し、調査書によりその結果を知事に提出するものとする。 3 知事は、前項の規定により、証紙売りさばき人指定申請書を受理した場合は、その内容を審査し、証紙売りさばき人の指定をすべきと認めるときは、すみやかに指定の決定をし、当該申請者に通知するものとする。この場合において知事は、必要に応じて、年のうち特定の期間を限り、特定の者に対して証紙を売りさばくことができる売りさばき人 (以下「特別売りさばき人」という。) を指定することができる。 | (証紙売さばき人の指定基準等) 第10条 [略] 2 売りさばき人の指定を受けようとする者は、証紙売りさばき人指定申請書 (様式第5号) を所轄の県税・総務事務所長又は西臼杵支庁長 (以下「所長」という。) を経由して知事へ提出しなければならない。この場合において所長は、申請者の資力及び信用の程度を調査し、調査書によりその結果を知事に提出するものとする。 3 知事は、前項の規定により、証紙売りさばき人指定申請書を受理した場合は、その内容を審査し、証紙売りさばき人の指定をすべきと認めるときは、速やかに指定の決定をし、当該申請者に通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、知事は、売りさばき人の指定をしない。 (1) 申請者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号。以下「法」という。) 第2条第2号に規定する暴力団 (以下「暴力団」という。) であるとき。 (2) 申請者が法第2条第6号に規定する暴力団員 (以下この号において「暴力団員」という。) 又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者 (以下「暴力団員等」という。) であるとき。 (3) 売りさばき所として設置を予定している所が、暴力団又は暴力団員等が所有し、又は借り受けている所であるとき。 (4) 申請者が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する者であるとき。 4 前項本文の場合において、知事は、必要に応じて、年のうち特定の期間を限り、特定の者に対して証紙を売りさばくことができる売りさばき人 (以下「特別売りさばき人」という。) を指定す |

| | |
|---|--|
| <p>(売りさばき人の指定の取り消し) 第12条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは売りさばき人の指定を取り消すものとする。 (1)～(3) [略] 2 [略]</p> | <p><u>ることができる。</u> (売りさばき人の指定の取り消し) 第12条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは売りさばき人の指定を取り消すものとする。 (1)～(3) [略] (4) <u>売りさばき人又は売りさばき所が、第10条第3項各号のいずれかに該当することが判明したとき。</u> 2 [略]</p> |
|---|--|

別記様式第5号を次のように改める。

(表)

様式第 5 号 (第10条関係)

| 収入証紙売りさばき人指定申請書 | |
|--|--|
| 申請者の住所 | |
| (フリガナ) 氏 名 (商号・代表者名) | |
| 職 業 | |
| 売りさばき所の 所在地及び 電 話 番 号 | |
| 添 付 書 類 (添付書類に○を 付すこと。) | 1 売りさばき所の所在地図 2 収入証紙売りさばき人印影届 3 定款、寄附行為又は規約等 4 預金現在高に関する金融機関の証明書 5 債権者登録申出書兼口座振替支払申出書 6 その他 () |
| 上記のとおり収入証紙売りさばき人として指定くださるよう宮崎県収入証紙条例施行規則第10条の規定により申請します。 | |
| 年 月 日 | |
| 宮崎県知事 | 殿 |
| | 住 所 |
| | 氏 名 |
| | 印 |

(裏)
役 員 等 一 覧 表

| 役 職 名 等 | (フリガナ) 氏 名 | 生 年 月 日 | 性 別 |
|---------|---------------|---------|-----|
| | ----- | 年 月 日 | |
| | ----- | 年 月 日 | |
| | ----- | 年 月 日 | |
| | ----- | 年 月 日 | |
| | ----- | 年 月 日 | |
| | ----- | 年 月 日 | |
| | ----- | 年 月 日 | |
| | ----- | 年 月 日 | |
| | ----- | 年 月 日 | |
| | ----- | 年 月 日 | |
| | ----- | 年 月 日 | |

- 1 この役員等一覧表は、申請者が宮崎県収入証紙条例施行規則第10条第1項第3号の規定に掲げる者である場合において、次の者について記載してください。
 - ① 法人にあつては、役員全員及び支店等を代表する者で役員以外の者
 - ② 法人格を有しない団体にあつては、代表者及び役員として活動している者
 - ③ 個人にあつては、その者
- 2 この役員等一覧表を宮崎県が宮崎県警察本部に照会することがあります。
- 3 虚偽の記載等を行った場合には、収入証紙売りさばき人の指定を取り消すことがあります。

別紙

| 調 査 書 | |
|----------------------|-------|
| 資 力 の 程 度 | |
| 信 用 の 程 度 | |
| 適 否 意 見 | |
| 上記のとおり調査しましたので副申します。 | |
| 第 年 月 日 | |
| 宮崎県知事 殿 | 所 長 印 |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 660号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

平成23年8月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

| 名 称 | 所 在 地 |
|---------|---------------|
| 駒柵脳神経外科 | 宮崎市恒久5丁目11番地1 |

2 救急病院等の認定の有効期間

平成23年7月28日から平成26年7月27日まで

宮崎県告示第 661号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年8月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 宮崎市佐土原町上田島字百貫地 768-2・字後田1536-2・1565（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び中部農林振興局並びに宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 662号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年8月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 宮崎市清武町今泉字石坂乙1143-5、乙1177-1、乙1193-1

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び中部農林振興局並びに宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 663号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年8月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 延岡市須美江町1139-1、1151、1252-2から1252-4まで

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 664号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年8月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 小林市細野字千谷4709-乙、東方字城ヶ迫1046-6、1046-83

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字千谷4709-乙・字城ヶ迫1046-83（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西諸県農林振興局並びに小林市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 665号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年 8月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 東諸県郡綾町大字入野字平ノ山 480-1、486-16、486-22
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字平ノ山 480-1・486-16・486-22（以上3筆について、次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び中部農林振興局並びに綾町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 666号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年 8月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字小川字沢水 143-1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 667号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産

大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年 8月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字小川字麻藪 390、字木浦 580-1、580-17、字日平 594-5、594-13、596、619-1、619-7
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
字日平 594-5・596（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）
 - イ 次の森林については、主伐は択伐による。
字日平 594-5・字麻藪 390・字木浦 580-1（以上3筆について、次の図に示す部分に限る。）
 - ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 668号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年 8月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字横野字大河内 1-16、2-2、2-3
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 669号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年 8月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字岩戸字鶴3573-2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 670号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年 8月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字岩戸字堂ノ川 425・428-1・428-2・429・字向久保 483-1・486-3・488-2（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 671号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年 8月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字岩戸字塩井ノ字曾2011、2012-2、字折原3836-5、3873-1、3874-1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
 - 字塩井ノ字曾2011・2012-2・字折原3836-5・3873-1・3874-1（以上5筆について、次の図に示す部分に限る。）

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 672号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年 8月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字岩井川字今立 239-6・240-2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
 - 字今立 239-6（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 673号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年 8月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字岩井川字古後梅4794-3、4794-7、4797-1から4797-3まで、4798-1、4798-2、4810-1、4810-5から4810-7まで、大字七折字石棚7393、字戸川7396
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
 - 字古後梅4794-7・4810-5から4810-7まで・字石棚7393・字戸川7396（以上4筆について、次の図に示す部分に限る。）
 - 字古後梅4794-3、4797-1から4797-3まで、47

98-1、4798-2、4810-1

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 674号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年 8月15日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字尾平5461-2、5463-2、5468-14
2 指定の目的 水源のかん養
3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに五ヶ瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成23年 8月15日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
宮交シティ(宮崎ショッピングプラザ)
宮崎市大淀四丁目7番30号
2 意見の概要
意見を有しない
3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

- (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

- (2) 期間

平成23年 8月15日から平成23年 9月15日まで

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成23年 8月15日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール宮崎
宮崎市新別府町船戸 750番 1
2 意見の概要
意見を有しない
3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

- (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

- (2) 期間

平成23年 8月15日から平成23年 9月15日まで

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成23年 8月15日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) デサキ宮崎店
宮崎市吉村町東部第二土地区画整理事業地内(39区画)
2 意見の概要
意見を有しない
3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

- (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

- (2) 期間

平成23年 8月15日から平成23年 9月15日まで

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成23年 8月15日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス大塚中央店
宮崎市大塚町京園3114-1
2 意見の概要
意見を有しない
3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

- (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

平成 23 年 8 月 15 日 (月曜日) 第 2311 号

宮 崎 県 公 報

事務所総務商工センター

(2) 期間

平成23年8月15日から平成23年9月15日まで